

決算

令和3年度決算 一般会計の 決算概要

9月に開かれた第3回町議会定例会で、令和3年度一般会計、特別会計および各企業会計の決算が認定されました。今月号では、年度始めに立てられた予算に対し、1年間でどれくらいのお金がどのように使われたのかをお知らせします。また、10・11ページでは、令和3年度決算に基づく健全化判断比率等を公表します。

1ページの円グラフに示すとおりです。歳入が96億2164万円（前年度対比21・2%増）、歳出が92億5446万円（前年度対比21・3%増）で、歳入歳出差引額は3億6718万円。令和4年度に繰越して行う事業があり、その財源が7817万円となっており、実質収支額は2億8901万円となりました。

歳入は、その財源の性格から、『自主財源』と『依存財源』に分けられます。円グラフで見ると、東神楽町の自主財源は歳入全体の26・6%、依存財源は73・4%の割合となっています。自主財源が多ければ多いほど、その自治体が進める行政サービスとの自主性と安定性を確保できるといわれていますが、私たちの町の最も大きな財源は依存財源である地方交付税で、歳入全体の約24・4%です。

一方、歳出総額は92億5446万円、その歳出の内訳を見てみると、総務・税務に関する経費などにあたる総務費が30億3199万円と最も多く、続いて、町民の福祉充実を目的とした民生費が20億7889万円、道路の維持管理や公営住宅の整備などの土木費が8億7602万円と続いています。

健全な財政運営には、歳入と歳出の均衡を維持しながら、経済情勢や町民の皆さんの要望に対応できるだけの弾力性が重要です。9ページにある財政指標の推移を經常収支比率で見ると、現在の町の財政構造は弾力性が低いことを示しています。東神楽町を取り巻く台所事情は年々厳しさを増していますが、今後も限りある財源を有効に活用しながら、町民の皆さんにとって満足いくサービスを提供できるよう効果的な財政運営に努めていきます。

町は、皆さんから納めていただいた町民税や固定資産税、国や道からの交付金などをもとに、住みよいまちづくりを進めています。

決算は、町に入ってきたお金（歳入）と、町が使ったお金（歳出）を分かりやすくまとめたものです。まちづくりを進めるうえで、どのような事業にどれくらいのお金が使われたのか、決算を見ると明らかになります。

令和3年度の一般会計と特別会計を合わせた決算額は、歳入が97億7160万円、歳出が93億9512万円、差引額は3億7648万円となりました。

一般会計の決算状況は、7ペ

一方、歳出総額は92億5446万円、その歳出の内訳を見てみると、総務・税務に関する経費などにあたる総務費が30億3199万円と最も多く、続いて、町民の福祉充実を目的とした民生費が20億7889万円、道路の維持管理や公営住宅の整備などの土木費が8億7602万円と続いています。

健全な財政運営には、歳入と歳出の均衡を維持しながら、経済情勢や町民の皆さんの要望に対応できるだけの弾力性が重要です。9ページにある財政指標の推移を經常収支比率で見ると、現在の町の財政構造は弾力性が低いことを示しています。東神楽町を取り巻く台所事情は年々厳しさを増していますが、今後も限りある財源を有効に活用しながら、町民の皆さんにとって満足いくサービスを提供できるよう効果的な財政運営に努めていきます。

表で見る

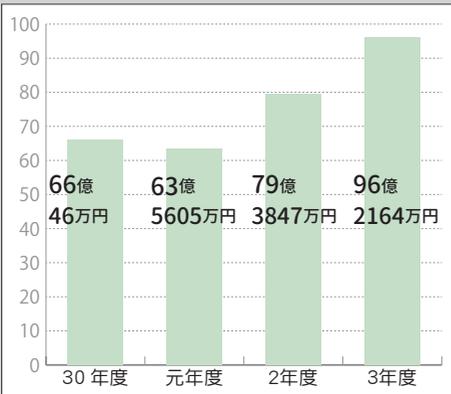
一般会計（歳入・歳出）の推移 町税収入の状況

町税収入の状況

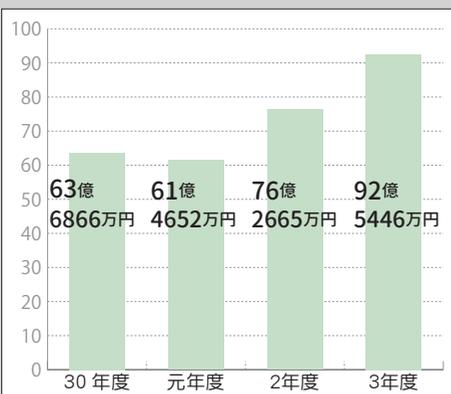
町税などは、町が直接収納し、自主的に使うことができる貴重な財源です。令和3年度の決算額は次のとおりです。

| 税目 | 3年度 決算額 | 2年度 決算額 | 増減額 | 3年度 徴収率 |
|---------|------------|------------|---------|------------|
| 町民税 | 5億2702万円 | 5億2700万円 | 2万円 | 98.3% |
| 固定資産税 | 4億7593万円 | 5億296万円 | ▲2703万円 | 98.9% |
| 軽自動車税 | 3233万円 | 3049万円 | 184万円 | 99.0% |
| 町たばこ税 | 6614万円 | 5878万円 | 736万円 | 100.0% |
| 入湯税 | 1168万円 | 1065万円 | 103万円 | 100.0% |
| 都市計画税 | 6235万円 | 6553万円 | ▲318万円 | 98.4% |
| 国民健康保険税 | 13万円 | 62万円 | ▲49万円 | 3.4% |
| 合計 | 11億7558万円 | 11億9603万円 | ▲2045万円 | |

一般会計の歳入の推移（H30～R3）

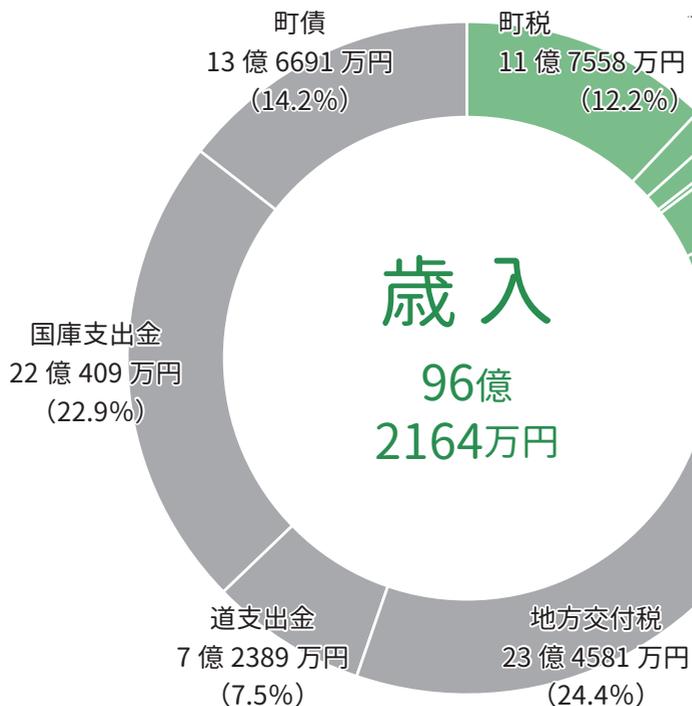


一般会計の歳出の推移（H30～R3）



■ は自主財源(26.6%) ■ は依存財源(73.4%)

グラフで見る 歳入・歳出の状況



- 分担金および負担金 1億911万円 (1.2%)
- 使用料および手数料 1億3042万円 (1.3%)
- 財産収入 963万円 (0.1%)
- 繰入金 3億1713万円 (3.3%)
- 繰越金 3億1182万円 (3.3%)
- 寄附金 2億7130万円 (2.8%)
- 諸収入 2億3436万円 (2.4%)

地方譲与税 1億1627万円 (1.2%)

各種交付金 3億532万円 (3.2%)

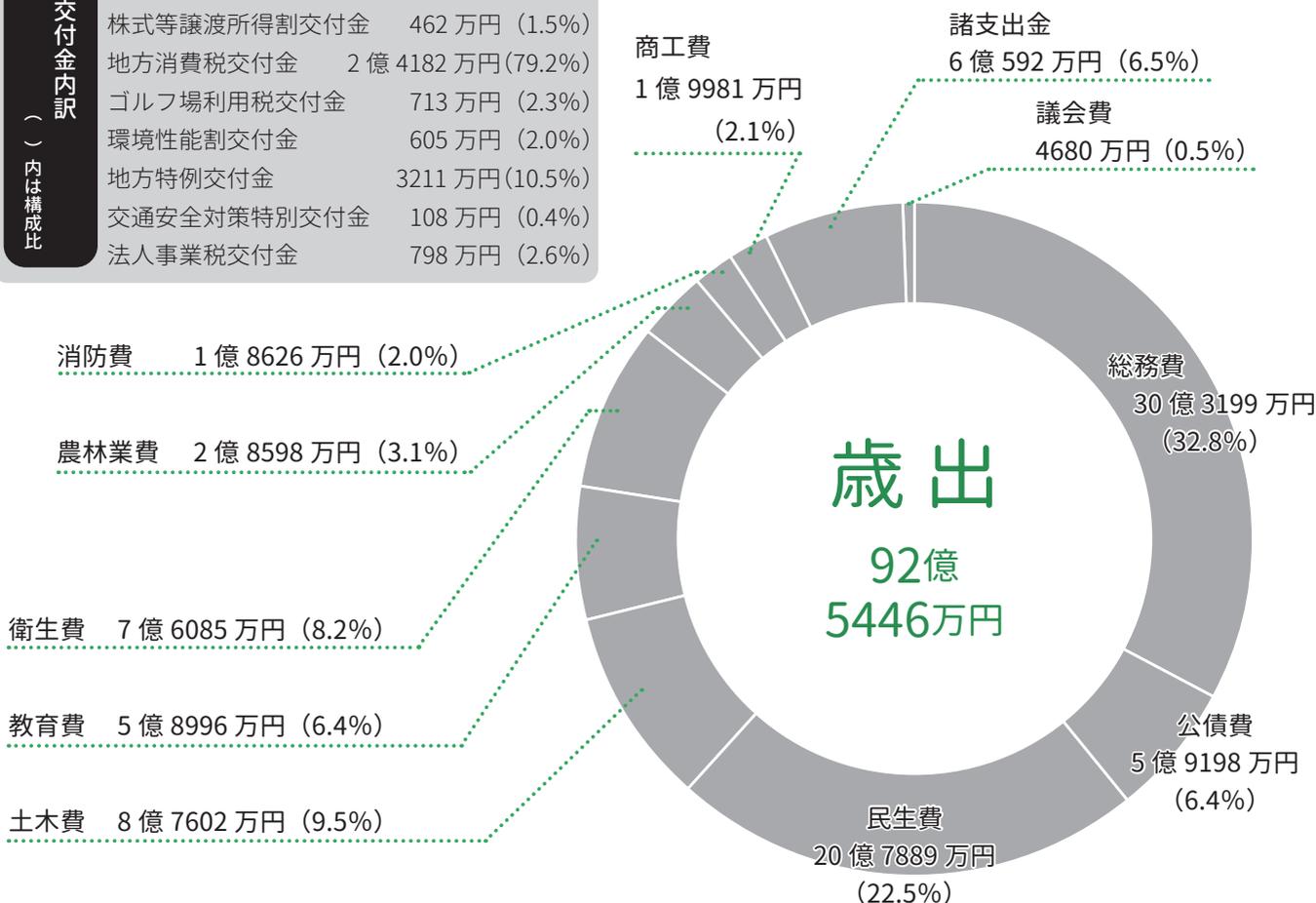
※内訳は下記のとおりです

| 項目 | 金額 | 割合 |
|-------------|----------|-------|
| 利子割交付金 | 74万円 | 0.3% |
| 配当割交付金 | 379万円 | 1.2% |
| 株式等譲渡所得割交付金 | 462万円 | 1.5% |
| 地方消費税交付金 | 2億4182万円 | 79.2% |
| ゴルフ場利用税交付金 | 713万円 | 2.3% |
| 環境性能割交付金 | 605万円 | 2.0% |
| 地方特例交付金 | 3211万円 | 10.5% |
| 交通安全対策特別交付金 | 108万円 | 0.4% |
| 法人事業税交付金 | 798万円 | 2.6% |

()内は構成比

令和3年度は次のとおり寄付をいただきました。いただいた寄付は東神楽町のため有意義に活用させていただきます。誠にありがとうございました。

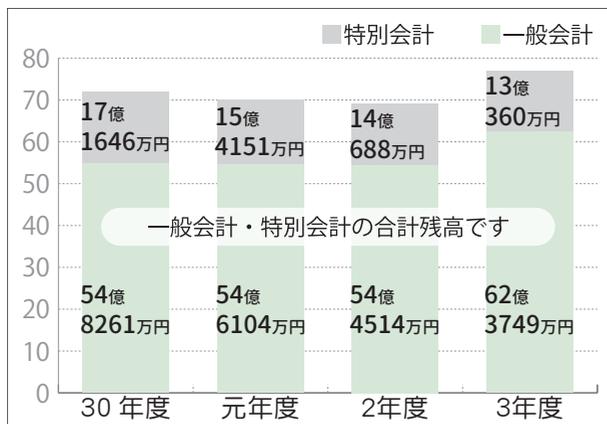
- ふるさと納税 2億5165万円 (6963件)
- 指定寄附 1444万円 (5団体)
- 一般寄附 521万円 (2団体、1名)



地方債の借入額と元利償還額の状況

| | 借入額 | 元利償還額 【()内は利子分】 |
|------|-----------|---------------------|
| 30年度 | 8億4687万円 | 7億5116万円 (5863万円) |
| 元年度 | 5億8475万円 | 7億9669万円 (5448万円) |
| 2年度 | 6億1914万円 | 8億1530万円 (4562万円) |
| 3年度 | 14億5031万円 | 7億9910万円 (3787万円) |

地方債残高の状況



基金の状況

| | | |
|--------|-----|-----------|
| 令和2年度末 | 現在高 | 15億1085万円 |
| 令和3年度 | 増額 | 6億1692万円 |
| | 減額 | 3億1713万円 |
| 令和3年度末 | 現在高 | 18億1064万円 |

令和3年度 特別会計決算状況

| 特別会計 | 歳入 | 歳出 |
|------------------|----------|----------|
| ① 国民健康保険診療施設特別会計 | 1億4996万円 | 1億4066万円 |

令和3年度 企業会計決算状況

| 企業会計 | 収入 | 支出 | 差引 | 一般会計からの補助額 | |
|-----------|----|----------|----------|------------|----------|
| ② 水道事業会計 | 収益 | 1億4866万円 | 1億7317万円 | ▲2451万円 | 8957万円 |
| | 資本 | 8453万円 | 9370万円 | ▲917万円 | |
| ③ 下水道事業会計 | 収益 | 3億1915万円 | 2億4502万円 | 7413万円 | 1億3868万円 |
| | 資本 | 1億5402万円 | 2億2339万円 | ▲6937万円 | |

特別会計とは、特定の事業を行う場合または特定の収入で事業を行う場合に、法律や条例に基づき、経理を他の会計と区別するために設置しているものです。

東神楽町には、1つの特別会計、2つの企業会計があります(令和3年度の決算額は表のとおり)。

① 国民健康保険診療施設特別会計
町立国保診療所を運営するための会計です。

② 水道事業会計
私たちが安心して使用できる水を供給するために設置されている会計です。

③ 下水道事業会計
日常生活に欠かせない公共下水道の整備や汚水処理のために設置されている会計です。

これらの会計は、基本的に使用料などを主要な財源として事業を運営していますが、公益性や事業収支の実情から、一般会計からの繰入金によって収支の均衡を図っています。

令和3年度決算 地方債(借入金)の 残高状況など

公共事業を推進するために借入れた地方債の令和3年度末残高は、一般会計が62億3749万円、特別会計が13億360万円、合計75億7349万円となり、前年度末より6億8907万円増加しています。

地方債の借入額と元利償還額の推移および地方債の残高の状況は次の表のとおりです。

基金とは、将来直面する多様な財政需要などに対応するため、毎年積み立てられているものです。令和3年度末の現在高は、2億9979万円増加し、18億1064万円となりました。

POINT!

どうして借金をするの？ ≫≫世代間の公平性

例えば、学校や体育館など多額の経費を要する施設を建設する場合、建設年度内の一般財源では賄いきれないという現実もありますが、今後何十年にもわたり多くの住民が利用するであろう施設の建設経費を一部の住民だけが負担するのは不公平となってしまいます。将来にわたってその施設を利用する住民が借金である地方債を返済するという形で少しずつ負担することで世代間の公平が保たれるのです。

令和3年度決算 特別会計の 決算概要

令和3年度決算 まちの財政状況を お伝えします



東神楽町の主要財政指標

| | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|
| ① 財政力指数 | 0.399 | 0.400 | 0.394 | 0.379 |
| ② 経常収支比率 | 87.0 | 84.5 | 81.6 | 72.7 |
| ③ 公債費負担比率 | 13.5 | 13.7 | 12.9 | 11.5 |
| ④ 実質公債費比率 | 8.8 | 8.9 | 8.9 | 9.2 |

自治体の財政状況をさまざまな角度から分析し、その健全性を判断する目安になるものに財政指標があります。ここでは、①財政力指数、②経常収支比率、③公債費負担比率、④実質公債費比率の4つの指標の数値から、現在の東神楽町の財政状況を見てみましょう。

① 財政力指数

まちの財政力を示す指標で、標準的な行政活動に必要な経費を自らの収入（税収など）で賄うことができる割合を示しています。この数値が「1」に近いまたは「1」を超えるほど財源に余裕があるとされています。

財政力指数の数値が「1」を下回る自治体には、国から地方交付税が交付され、「1」を超える場合には、必要な財源を自力で調達できると判断されるため、地方交付税の不交付団体となります。

東神楽町の令和3年度の財政力指数は0・379で、前年度より0・015減少しています。

② 経常収支比率

まちの財政構造の弾力性を示す指標で、毎年度決まって支払う義務的経費（人件費や公債費、公共施設の維持管理費など）が一般財源（使途が制限されていない収入）のうちどの程度の比率を占めているかで判断します。

この比率が低いほど、臨時的な経費や独自の政策のためにお金を使うことができ、臨時的な

財政需要に対応できる余力があるとされています。町村では70%程度が望ましく、75%を超えると財政の硬化化が進んでいるとされています（令和2年度

全国市町村の平均93・1%）。東神楽町の経常収支比率は

72・7%で、前年度から8・9%減少しています。

③ 公債費負担比率

8ページでお知らせした地方債（町の借入金）の返済額が、一般財源のうちどれくらいを割合を占めているかを表すものです。この数値が小さい方が財政への負担が少なく、一般的に15%を超えると財政硬化化の警戒ライン、20%以上になると危険ラインとされています。

東神楽町の公債費負担比率は11・5%で、前年度より1・4%減少しています。

④ 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計の地方債の返済額に、公営企業会計（公共下水道、水道事業）や一部事務組合（大雪消防組合、大雪清掃組合など）の地方債返済のために支出する一般会

計からの繰出金や負担金を加えた返済額が、一般財源のうちどの程度の比率を占めているかを示すものです。この比率が低いほど健全な財政運営が行われていると判断され、18%を超えると新たな地方債の発行にあたり国や道の許可が必要となり、25%以上で発行が制限されます。

東神楽町では、人口の増加に伴い、快適で住みやすい生活環境づくりや公共施設の整備など、さまざまなインフラ整備を行い、その財源の一部として地方債を活用してきました。このため平成18年度には、実質公債費比率が23%とピークを迎えましたが、平成18年に策定した『公債費負担適正化計画』に基づき将来負担の健全化に向けた取り組みを行い、令和3年度には9・2%となっています。

これらの指標は、町の財政状況をj知る『目安』の一つです。町では今後も限りある財源を最大限に有効活用し、住民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりに向けて努力を続けていきます。

財政健全化法 に基づく 東神楽町の 財政状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下『財政健全化法』という）が平成19年6月に成立・公布されました。

この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、基準比率以上となった場合には財政健全化計画などを策定する制度を定めるとともに、その計画の実施の促進を図り財政の健全化に資することを目的としています。

財政健全化法では、平成19年度決算から健全化判断比率等を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告、住民に対して公表することを義務付けています。

比率の算定となる東神楽町の会計区分

| 比率の算定区分 会計区分 | 一般会計 | 特別会計 | | 一部事務組合、 広域連合 (※3) | 地方三公社、 第三セクター等 (※4) |
|-----------------|------|--------------|--------------|-------------------------|---------------------------|
| | | 公営事業 (※1) | 公営企業 (※2) | | |
| ① 実質赤字比率 | ○ | | | | |
| ② 連結実質赤字比率 | ○ | ○ | ○ | | |
| ③ 実質公債費比率 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ④ 将来負担比率 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑤ 資金不足比率 | | | ○ | | |

右記の指標のうち、①～④のいずれか1つでも早期健全化基準を超えた場合は、『早期健全化団体』となり、財政健全化計画の策定が義務付けられ、自主的な改善努力による財政健全化が求められます。さらに、①～③の指標のうち、いずれか1つでも財政再生基準を超えると『財政再生団体』となり、財政再生計画の策定が義務付けられ、地方債の起債制限を受けるなど、国等の関与による確実な再生が求められます。

また、⑤の比率が経営健全化基準を超えると、当該公営企業について経営健全化計画の策定が義務付けられ、経営の健全化が求められます。

【上表の会計区分詳細】
 ※1 国民健康保険特別会計
 ※2 診療施設勘定
 ※3 水道事業会計、下水道事業会計
 ※4 大雪清掃組合、大雪消防組合、大雪葬斎組合、大雪地区広域連合など
 ※5 東神楽町土地開発公社

早期健全化・再生に関する指標

(単位：%)

| 区分 | 令和3年度 決算数値 | 早期健全化 基準 | 財政再生 基準 |
|------------|---------------|-------------|------------|
| ① 実質赤字比率 | — | 15.0 | 20.0 |
| ② 連結実質赤字比率 | — | 20.0 | 30.0 |
| ③ 実質公債費比率 | 9.2 | 25.0 | 35.0 |
| ④ 将来負担比率 | 7.5 | 350.0 | |

公営企業の経営健全化に関する指標

(単位：%)

| 区分 | 令和3年度 決算数値 | 経営健全化 基準 |
|----------|---------------|-------------|
| ⑤ 資金不足比率 | | |
| 水道事業会計 | — | 20.0 |
| 下水道事業会計 | — | 20.0 |

① 実質赤字比率 $I \div A = -$ (※赤字額なし)

実質赤字比率とは、一般会計について、歳出に対する歳入の不足額を、標準財政規模（町の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模のこと）で割ったものです。

一般会計の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じていません（実質黒字比率7.73%）。このため『-』で記載しています。

東神楽町の標準財政規模

(ア) 37億3437万円

一般会計の実質収支額

| 会計名 | 歳入総額(1) | 歳出総額(2) | 翌年度に繰り越すべき財源(3) | 実質収支額(4) (1)-(2)-(3) |
|------|-----------|-----------|-----------------|-------------------------|
| 一般会計 | 96億2164万円 | 92億5446万円 | 7817万円 | (イ) 2億8901万円 |

② 連結実質赤字比率 $[イ + ウ + エ + オ] \div ア = -$ (※赤字額なし)

連結実質赤字比率とは、すべての会計の赤字額と黒字額を合算した歳出に対する歳入の資金不足額を、標準財政規模で割ったものです。すべての会計において実質赤字および資金不足がないため、連結実質赤字は生じていません(連結実質赤字比率9.99%)。このため『-』で記載しています。

| | |
|-------------|---------------|
| 東神楽町の標準財政規模 | (ア) 37億3437万円 |
| 一般会計の実質収支額 | (イ) 2億8901万円 |

一般会計以外の特別会計(公営企業会計除く)

| 会計名 | 歳入総額(1) | 歳出総額(2) | 翌年度に繰り越すべき財源(3) | 実質収支額(4) (1)-(2)-(3) |
|------------------|----------|----------|-----------------|-------------------------|
| 国民健康保険特別会計診療施設勘定 | 1億4996万円 | 1億4066万円 | 8万円 | (ウ) 922万円 |

公営企業会計に係る特別会計

| 会計名 | 流動資産(1) | 流動負債(2) ※5 | 算入地方債(3) | 解消可能資金不足額(4) | 資金不足額・剰余額(5) (1)-(2)+(3)+(4) |
|---------|---------|---------------|----------|--------------|---------------------------------|
| 水道事業会計 | 5634万円 | 1650万円 | 0円 | 0円 | (工) 3984万円 |
| 下水道事業会計 | 5491万円 | 1964万円 | 0円 | 0円 | (オ) 3527万円 |

※5 控除企業債差引後の額

③ 実質公債費比率 $[A + B - C - D] \div [ア - C] = 9.2\%$

実質公債費比率とは、地方債の元利償還金や公債費に準じた経費を標準財政規模を基本とした額で割ったもので、3か年の平均値です(単年度比率…R1:9.4%、R2:9.3%、R3:9.2%)。

| 区分 | 令和3年度決算額 |
|-------------------------|---------------|
| 地方債元利償還金 | (A) 5億9191万円 |
| 準元利償還金 | (B) 2億5705万円 |
| 基準財政需要額に算入された公債費および準公債費 | (C) 4億5005万円 |
| 公債費償還に係る特定財源 | (D) 9739万円 |
| 標準財政規模 | (ア) 37億3437万円 |

④ 将来負担比率 $[E - F] \div [ア - G] = 7.5\%$

将来負担比率とは、将来的に負担することが見込まれる実質的な負債額(将来負担額)を把握し、負債の償還に充てることができる基金などを差し引いた額を、標準財政規模を基本とした額で割ったものです。この数値が大きいほど、将来見込まれる負担が大きいことを示しています。

| 区分 | 令和3年度決算額 |
|----------|---------------|
| 将来負担額 | (E) 80億5924万円 |
| 充当可能財源等 | (F) 78億1010万円 |
| 標準財政規模 | (ア) 37億3437万円 |
| 算入公債費等の額 | (G) 4億5005万円 |

⑤ 資金不足比率 $H \div I = -$ (※資金不足額なし)

資金不足比率とは、一般会計の実質赤字にあたる公営企業会計における資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率のことで、公営企業ごとに算出することが義務付けられており、東神楽町では、水道事業会計、下水道事業会計の2つが該当します。いずれの公営企業会計も資金不足は生じていません(資金剰余比率…水道事業49.71%、下水道事業18.80%)。このため『-』で記載しています。

| 区分 | 令和3年度決算額 (水道事業会計) | 令和3年度決算額 (下水道事業会計) |
|-----------|----------------------|-----------------------|
| 資金不足額・剰余額 | (H) 3984万円 | (H) 3527万円 |
| 事業の規模 | (I) 8015万円 | (I) 1億8764万円 |